携帯用

労働人ンドゴック



公益財団法人 山形県勤労者育成教育基金協会 一般社団法人 山形県労働者福祉協議会

はじめに

このハンドブックは、これから社会に出て働く方や、大学や専門学校などで修学し、アルバイトで労働に携わる学生のみなさんを対象にして、基本的なことを知っていただくために携帯用として作成しました。

働いているときに分からないことや困った ことがあった場合には、ぜひこのハンドブッ クを活用してください。

皆さんが働くルールを知ることで、安心して仕事に就き、充実した生活を送れますよう 心から願っております。

公益財団法人 山形県勤労者育成教育基金協会 一般社団法人 山形県労働者福祉協議会

目 次

働く心構え	2
求 人 票	4
労働契約	6
就業規則	8
労働組合	10
労働時間	11
休憩時間	13
休 日	14
年次有給休暇	15
賃 金	17
割増賃金	18
最低賃金	19
出産・育児	21
退 職	23
解 雇	24
雇用保険(失業手当)	26
労災保険	27
健康管理	28
ハラスメント	29
ブラック企業	31
トラブルの対処	32
相談窓口	33

働く心構え

私たちは社会に出ると、学生時代の生活と 比べ、年代や立場、考え方の異なる多くの人 たちと接することになります。

そうした社会の中で、最低限身に付けておかなければならない心構えがあります。

1. 時間を大切にし、期限を守る

出社時間や約束の時間、仕事の期限を守る ことは社会人としての基本です。

信用を失い、会社に損失を与えることもあります。十分注意しましょう。

2. あいさつはきちんと

明るい笑顔で 心をこめて! 相手に聞こえる声ではっきりと! 相手より先に 自分から! おはよう ございます

3. 身だしなみと服装

社会人にとって身だしなみを整えることは 大切なマナーです。華美になりすぎず、清潔 感のある服装と髪型を心がけましょう。

4. 職場のルールを守る

職場は多くの人が同じ目標に向かって協力 して働く場所です。良い仕事をするためには 全員が共通のルールのもと、お互いに高めあ える関係を築くことが大切です。

- 会社の決まりを確かめよう!最初に就業規則やルールを理解しましょう。
- **所在を明らかにしよう!** 業務や私用で席を離れる時は、行き先や所 要時間などを先輩や上司に伝えましょう。
- 公私の区別をつけよう!会社の備品や消耗品を、勝手に私用で使わないようにしましょう。
- 情報の扱いに気をつけよう! 仕事で知り得た情報は、友人や家族といえ ども漏らすことのないよう注意しましょう。

Point!

SNS等への投稿にも気をつけよう!

- レストランやホテルを訪れた有名人をSNS 等にアップした
- ・コンビニや飲食店などの冷蔵庫に寝転んだ動画をSNSにアップした これらの行為は、プライバシー侵害、業務妨害などにあたる可能性があります。

就職活動・アルバイト探しは、 賃金 (給料) の金額だけでなく、 すべての項目をよく確認しよう!

◆求人票の例(抜粋)

	会社の情報]	
	事	業所名	○○株式会社	従業	員数	000名	1	
	所	在 地	O(どのよう	な表	者名	0000	1	
	事	業内容	電子 会社かな 開発 設計・ 販売		特徴	顧客ニーズ に応えるた め… (略)		
			仕事の	情報]	
1	雇	用形態	正社員	雇用	期間	定めなし]	
2	46	業場所	○○支店	職	種	営業		
4	Q\range	未物加	(転勤あり)	仕事の内容			4	
	就	業時間	8:00~			法人向け営業		
3	<u> </u>		17:00 あり。月平	業務で… (中略) …; 担当いただきます。				
	時間外		めり。月平 均 20 時間			普通自動車名		
			1X				-ジと	
			22100-1	राम्स		合うか	ነኔ ?	
	毎月の		基本給営業手当			150,000円 30.000円		
	賃金額		白来ナコ		_	180,000円	ł	
5		その他	○○手当			5,000円	ł	
	賃	手当等	00手当		(≝			
		賃金形態	月給				1	
	金	締切日	毎月末日	通勤	手当	実費(上限 5,000円)		
		支払日	翌月 20 日			3,000 円)	L	
曜E	· E	数を与	年2回	昇	給	年足りるかな	?	
	ック		計 3.0 月分	71	4944	月 2,500 円		
	休 日		日他	有給	休暇	入社6ヶ月		
	+0	7 /0 80	年間 94 日			経過後 10 日	1	
	川	入保険	雇用、労災、			11以エソレーア	ł	
	北 丰	記事項				引外手当として ▽超える分は時	6	
	19	心手块	30,000 円又i			に応べる力は时		
			100/17/3/20	C	•		1	

上記は求人票の抜粋です。実際はこの他にも求人数、選考に関する 事項、<mark>学卒求人の場合は「採用・離職状況(過去3年間)」</mark>などの 記載もあります。

《主なポイント》

- ●雇用形態:正社員の他にも、契約、パート、 派遣などがあります。
- ②就業場所:実際に働く場所です。会社所在地(本社)と異なる場合もあります。
- 3**就業時間:**交代制勤務や、夜勤・残業の有無なども重要なポイントです。
- **⁴仕事内容**: どのような仕事なのかイメージ してみることが大切です。
- ⑤賃金:合計額=手取りではありません(P 17参照)。基本給、手当の種類・支給条件 も確認しましょう。
- ⑥「固定残業代(手当の名称は企業により異なる)」がある場合、何時間分の残業代なのか確認しましょう。

◆アルバイト求人広告の例

居酒屋	のキッチン·ホールスタッフ
給 与	時給900円~1,500円
勤務地	○○市○○町
勤務時間	17:00~24:00のうち、 3時間~、週1日OK! ※勤務時間・日数は応相談

上記広告だけで判断せず、必ず詳細までよく 目を通し、不明な点は面接時に確認しましょ う。勤務時間・日数など、きちんと自分の希望を伝えましょう。

働き始めるときに、「労働条件 通知書」を交付してもらい、 保管しておきましょう!



会社に就職するとき、どのような労働条件で雇う、雇われるかの約束をかわしますが、これを「労働契約」または「雇用契約」といいます。(労働契約法第6条)

労働契約を結ぶときに会社は、書面(労働 条件通知書)を交付して労働条件を明らかに しなければなりません。(労働基準法第15条)

Point!

- 労働契約は□頭でも成立しますが、後々の ため、文書で交わすことが大切です。
- ・求人票掲載の労働条件と異なる_{※1}場合も あるので十分に確認しましょう。
- ※ 1 相談先: ハローワークで公開・紹介している求人は、 ハローワーク求人ホットラインTEL03-6858-8609

労働条件通知書 (例)

	●● ●●殿	年 月 日 事業場名称・所在地 ○○株式会社 △△市△△△
		使用者職氏名 代表取締役 □□□□
個	動く期間 契約期間	「銀 <u>間の定めなレ</u> 期間の定めあり (年 月 日~年 月 日) ※「期間の定めあり」とした場合に以下を記入する 1 契約の更新の有無 ・自動的に更新する ・更新する場合があり得る ・契約の更新はしない ・その他 () 2 契約の更新は次により判断する
倕	がく場所	ジー・契約期間満了時の業務量 ・動務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
	就業の場所	本社事務所 仕事の内容・
	従事すべき 業務の内容	経理事務
	始業、終業、終業、終業、終業、終業、 の時時間の時間の に関する事事の のする事	動時間1. 始業(時 分)、終業(時 分)2. 休憩時間()分3. 所定時間外労働の有無(街・無)
	休日	定例日:毎週土、日曜日、国民の祝日、 その他 (12/28~1/3)
1	休暇	1. 年次有給休暇 6ヶ月継続勤務した場合→10日 継続勤務6ヶ月以内の年次有給休暇 (有・毎) 時間単位年休 (食・無) 2. 代替休暇 (有・(場)) 3. その他の休暇 有給 (慶弔休暇)
	給料 賃 金	基本資金 月給150,000円 諸手当の額 計算方法 通動手当5,500円、計算方法: 定期代の実費 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 (25)% ロ 休日 法定休日(35)% ハ 深夜(25)% 賃金被切日 毎月20日 賃金支払日 毎月25日 「第金支払日 毎月25日 日本日本日の記述 「第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
退車	機に関すること 退職に関 する事項	6. 支払方法 口座振込 1. 定年制(4)(60歳)・無) 2. 継続雇用制度(4)(65歳まで)・無) 3. 自己都合退職の手続き(退職する14日以上前に届け出る事) 4. 解雇の事由及び手続き(数業規則による)
	その他	・社会保険の加入法況 「包生金の健康保険 厚生年金基金・その他()) ・雇用保険の適用 (有・無) ・その他

就業規則の内容を 確認しておきましょう!

就業規則とは、労働条件の詳しい内容と職場で守るべきルールを定めたものです。

就業規則は

- いつも10人以上の労働者 (パートタイマー 等も含む) がいる職場は作成しなければな りません。(労働基準法第89条)
- 会社は労働者に周知し、見せられる状態に しておかなければなりません。(労働基準 法第106条)

Point!

「ボーナス(賞与)」などの「臨時の賃金」や「退職金(退職手当)」 については、必ず 支払われるものではありません。これらの制度があり、就業規則に明示されているときに

は請求することができます。就業規則を確認しましょう。



就業規則 (例) 《厚生労働省モデル様式》

(賞与)

第48条 賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在籍した 労働者に対し、会社の業績等を勘案して下記の支給日に支給す る。ただし、会社の業績の著しい低下その他やむを得ない事由 により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

算定対象期間	支給日
○月○日から○月○日まで	ОЛОН
○月○日から○月○日まで	ОЛОН

2 前項の賞与の額は、会社の業績及び労働者の勤務成績などを

○○○○株式会社 就業規則

第1章 総則

(目的)

- この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(以 第1条 下「労基法」という。)第89条に基づき、○○○○株式会社 の労働者の就業に関する事項を定めるものである。
- この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項について は、労基法その他の法令の定めによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則は、○○○○株式会社の労働者に適用する。
- パートタイム労働者の就業に関する事項については、別に定 めるところによる。
- 3 前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この 規則を適用する。

(規則の遵守)

第3条 会社は、 この規則に定める労働条件により、労働者に就 業させる義務を負う。また、労働者は、この規則を遵守しなけ ればならない。

第2章 採用、異動等

(採用手続)

- 第4条 会社は、入社を希望する者の中から選考試験を行い、こ れに合格した者を採用する。
- (採用時の提出書類)
- 第5条 労働者として採用された者は、採用された日から○週間 以内に次の書類を提出しなければならない。
-)履歴書
- ②作民票記載事項証明書
- ③自動車運転免許証の写し(ただし、自動車運転免許証を有する 場合に限る。)
- ④資格証明書の写し(ただし、何らかの資格証明書を有する場合 に限る。)
- ⑤その他会社が指定するもの
- 2 前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたと きは、速やかに書面で会社に変更事項を届け出なければならな V.
- (試田期間)
- 第6条 労働者として新たに採用した者については、採用し

労働組合

労働条件を良くするために、労働者が個人で会社と交渉を行うことはなかなか難しいので、労働者が結集して「労働組合」をつくります。(2人以上の組合員が必要)

労働者には次の権利が憲法28条で保障されています。

「団 結 権」会社と交渉するために労働組 合をつくる権利

「団体交渉権」会社と交渉する権利

「団体行動権」要求を実現するためストライ キなどの団体行動を行う権利

Point!

使用者の禁止行為

- ①労働組合で正当な活動をしたことを理由に、 会社がその労働者に対して不当な取扱いを すること
- ②労働組合に加入しないことを採用条件にすること
- ③正当な理由がないのに会社が団体交渉を拒否すること
- ④会社が労働組合の活動に介入したり、又は 経費を援助したりすること は許されません! (労働組合法第7条)

法定労働時間(法律で定めた労働時間)は、 休憩時間を除いて、

1日8時間以内、 1週40時間以内です!

(労働基準法第32条)

ただし、以下の業種のうち、常時10人未満(パート等も含む)を使用する事業場は、 週44時間の特例が設けられていますが、1

- <u>週44時間の特例</u>が設けられていますか、 日の法定労働時間は8時間で変わりません。
- (例:月~金曜日8時間、土曜日4時間)
- ①商業(卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、その他の商業)
- ②映画・演劇業(映画の映写、演劇、その他興業の事業)
- ③保健衛生業 (病院、診療所、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業)
- ④接客娯楽業 (旅館、飲食店、ゴルフ場、公園、遊園地、 その他の接客娯楽業)

労働時間には、労働契約や就業規則などで 定められた所定労働時間(休憩時間除く)も ありますが、所定労働時間が法定労働時間を 上回ってはいけません。

Point!

法定労働時間を超える労働(時間外労働) や休日労働(P14参照)をさせる場合には、 会社と過半数労働組合(または労働者の過半 数代表者)が「36協定(サブロク協定)」を 締結し、労働基準監督署に届け出ることが必 要です。(労働基準法第36条)

残業時間の上限

中小企業団は2020年4月から適用

残業時間には、原則として「月45時間、 年360時間 人 繁忙期など臨時的な特別な事 情がある場合には「月100時間未満(休日労 働含む) ↓ などの ト限があります。

(自動車運転業務、建設事業、医師などは、5年間の 猫予期間や規制適用例外あり)

上限 (繁忙期) *1

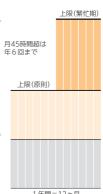
- 1ヶ月100時間未満 **2
- 2~6ヶ月平均80時間 **2
- 1年720時間
- ※1 労使で特別条項の締結が必要 ※2 休日労働時間を含む

上限 (原則)

- 1ヶ月45時間
- 1年360時間

法定労働時間

- 1日8時間
- 1 调40時間



1年間=12ヶ月

(注)中小企業とは、従業員300人(小売業50人、卸売業・ サービス業100人)以下、または資本金3億円(小売 業・サービス業5千万円、卸売業1億円)以下の企業

▲注意▲

月100時間未満という水準は「過労死ライ ン」ぎりぎりです。長時間労働が続くと、過 労による精神疾患をはじめ、心と体の健康に 大きな悪影響を及ぼすため注意が必要です。

休憩時間

1日の労働時間が、

6 時間を超える場合→45分以上 8 時間を超える場合→60分以上の休憩を会社は与えなければなりません。

(労働基準法第34条)

休憩時間とは、労働者が労働時間の途中に 休憩することを保障されている時間であり、 待機時間などのいわゆる手待時間は含みませ ん。

休憩時間は労働時間の途中に、原則として一斉に与えられます。また、原則として休憩時間は自由に利用できますが、施設管理・職場規律の維持の範囲で一定の制限を受けることもあります。



法律で定められた休日(法定休日)は

1 週間に 1 日または 4 週間を通じて 4 日です!

(労働基準法第35条)

休日とは、労働契約において「労働義務のない日」のことをいいます。何曜日を休日にするかは会社の自由です。

休日に働いた場合は割増賃金 (P18参照) が支払われます。

また、会社によっては休日の振替を行なっ たり、代休を与える場合もあります。

◆振替休日

休日と労働日をあらかじめ振り替えること、つまり休日の変更です。この場合、休日労働に対する割増賃金は支払われず、通常の賃金が支払われます。

◆代休

休日労働の後に、その代わりとして労働 日に休日を与えることです。この場合には、 休日労働に対する割増賃金が支払われます。 なお、代休は必ずしも与えられるもので はありません。

年次有給休暇

年次有給休暇(年休・有給)は、

入社6ヶ月で8割以上出勤 していれば10日付与されます!

(労働基準法第39条第1項、第2項)

事前に請求すれば、原則いつでも、理由を 問わず取得できます。(半日や時間単位もあ り)

残った年休は翌年に限り繰り越せます。 また、年5日の年休を労働者に取得させる ことが使用者の義務となります。(年休が10 日以上付与される労働者が対象)

付与日数

週所定労働時間 (P11参照) が30時間以上または 労働日数が週5日以上もしくは年217日以上の場合

勤続年数	6 ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	以上 6年6ヶ月
日付数与	10	11	12	14	16	18	20
	⊟	⊟	⊟	⊟	⊟	⊟	日

Q&A1

Q1. 店長から「アルバイトに年休は無い」 と言われました。休みたい……

A.は次ページ®

Q&A(1)

A1. 働き始めて6ヶ月以上で全労働日の8 割以上出勤していれば、パートやアルバイトでも所定労働時間や日数に応じて年次有 給休暇が付与されます! (下表参照)

週所定労働時間が30時間未満かつ 労働日数が<mark>週4日以下</mark>または年216日以下の場合 (労働基準法第39条第3項)

油	油	年			勤	続年	数		
週所定労働時間	週所定労働日数	年間所定労働日数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
	4	169 ~ 216 日	7 日	8	9	10 日	12 日	13 日	15 日
30 暗	3	121 ~ 168 日	5 =	6 ⊟	6 ⊟	8	9	10 日	11 日
30時間未満	2 日	73 ~ 120 日	3	4	4	5	6	6	7 日
	1 🖯	48 ~ 72 日	1	2	2	2	3	3	3

賃金支払いの5原則

賃金は、①現金で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払 わなければなりません。

(労働基準法第24条)

基本給=手取りではありません

基本給や通勤手当、残業手当などの支給額(a)から、社会保険料や所得税、住民税などの控除額(b)を差引いた差引支給額(a-b)が、受取額(いわゆる手取り)となります。

支給。	基本給 150,000 通勤手当 10,000 建康保険料 8.534	残業 家族 介護係	11,575 手当 0	休日手当 厚生年金	0	深夜	0		給額合計	† (a) 171,575
給 建	通勤手当 10,000 建康保険料	家族	手当 0				Ĭ		給額合計	
健	10,000 建康保険料		0	厚牛年金	I.		\exists		給額合計	
	建康保険料	介護係		厚牛年金	Τ.					171,575
		介護係	R 険料	厚牛年金						
控	8 534				. /祖	用保	険料	(:	社会保険	料計)
		l	0		-		514			24,603
除	所得税	住民	税	2年目				控	除額合計	† (b)
	5,488		0	控除	7					30,091
401	出勤	時間	外	深夜	有	給	欠勤	,	遅刻	早退
勤怠	日数	平日	休日	休汉	月月	暇	日数	:	注刻	+-162
'S'	20	10	0	0		0	0	\neg	0	0

給与明細書を しっかり確認しよう!

時間外労働・深夜労働・ 休日労働には割増賃金が 支払われます!

(労働基準法第37条第1項、第4項)

割増賃金=通常賃金の1時間分の賃金(時給) ×割増率×時間数

労働状態	割増率
法定労働時間を越えた時間外労働	通常賃金の 25%以上
午後10時〜翌朝5時までの 深夜労働	ルの 25%以上
法定休日労働	ッの 35%以上
時間外労働と深夜労働が 重なった労働	ック 50%以上
法定休日労働と深夜労働が 重なった労働	ルの 60%以上
月60時間を超える時間外労働※	ッの 50%以上

※中小企業 (P12参照) は2023年4月から適用

Point!

- ①残業は会社から命じられたときだけするもので、残業命令がないのに会社に残っていても残業代は請求できません。
- ②残業命令があったにもかかわらず残業代を 支払わないのは労働基準法違反です。

山形県の地域別最低賃金は 時間額790円です! (2019年10月1日~)

また、一定の産業に定められる「特定(産業別)最低賃金」があります。

すべての労働者の賃金は最低賃金を下回ってはいけません。(最低賃金法第4条)

Point!

- ①最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働 時間、労働日に対する賃金(基本給や営業 手当など)です。
- ②最低賃金は、毎年10~12月頃に改正される ので、厚生労働省や山形労働局のHPで確認 しましょう。

Q&A2

Q2. 大学生になって東京都内でアルバイトを始めました。最初は時給1,000円からのスタートですが、790円以上なので違法じゃないですよね?

A.は次ページ®

Q&A2

A 2. それは違法です!地域別最低賃金は都 道府県ごとに定められていて、東京都は 1,013円(2019年10月1日~)です。最 低賃金額との差額を請求しましょう!

全国の地域別最低賃金額

(円)

東京	1,013	新 潟	830
神奈川	1,011	和歌山	030
大 阪	964	福井	829
埼 玉	926	Ш□	029
愛 知	920	宮城	824
千 葉	923	香川	818
京都	909	福島	798
兵 庫	899	徳島	793
静岡	885	青 森	
三重	873	岩 手	
広島	871	秋田	
滋賀	866	山 形	
北海道	861	鳥取	
栃木	853	島根	
岐 阜	851	愛 媛	
茨 城	849	高 知	790
富山	848	佐 賀	
長 野	040	長 崎	
福岡	841	熊本	
山 梨	837	大 分	
奈 良	037	宮崎	
群馬	835	鹿児島	
岡山	833	沖縄	
石川	832	全国加重平均	901

★出 産

・ 妊産婦に対する保護

会社は、妊産婦である労働者が「保健指導」「健康診査」を受けられるよう、必要な時間を確保しなければなりません。また、指導されたことを妊産婦が実践できるよう、

「勤務時間の変更」「勤務の軽減」など必要な措置をとらなければなりません。(男女雇用機会均等法第12条、第13条)

さらに、好産婦から請求があったときには、 時間外労働、休日労働、深夜労働をさせては いけません。(労働基準法第66条)

Point!

「妊産婦」とは、妊娠中の女性及び産後1年 を経過しない女性をいいます。

• 産前産後休暇 (産休)

会社は、6週間以内に出産する予定である 女性労働者から請求があったときには就業させてはいけません。また、原則として請求の 有無に関わらず産後8週間については就業させることができません。なお、出産日当日は 「産前」に含めます。(労働基準法第65条)

★育 児

• 育児時間

子どもが1歳になるまでは、1日2回の 「育児時間」(30分以上の授乳などのための 時間)を請求できます。(労働基準法第67条)

• 育児休業 (育休)

1歳に満たない子を養育するために休業を取得できる制度です。父親・母親の双方が休業できます。(保育所に入れない等の理由があれば2歳までの休業の延長可能)。父母両方とも休業すれば1歳2ヶ月まで延長が可能です。(育児・介護休業法第5条、第9条の2)

• 子の看護休暇

病気や怪我をした小学校就学前の子の看護のための休暇です。子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日までとることができます。(育児・介護休業法第16条の2)

Point!

産前産後休暇、育児休業、子の看護休暇中は、就業規則等に有給の定めがない限り無給です。ただし、出産手当金・出産育児一時金*1や、育児休業給付*2の給付があるので確認しましょう。

- * 1 問合せ:全国健康保険協会山形支部又は会社が加入 する健康保険組合
- * 2問合せ:ハローワーク

任意退職のルールは、雇用期間の 定めのある・なしで異なります!

退職には次のようなものがあります。

①任意退職

労働者の意思に基づくもの

②合意解約 会社と労働者の合意により終了

③期間満了 雇用期間の満了によって終了 ④ そ の 他 定年退職、労働者の死亡など

退職・転職は労働者の自由ですが、いきなり会社を辞めるのは非常識です。退職の意思の表示、仕事の引き継ぎなど、社会的ルールを守って円満に退職しましょう。

Point!

任意(自己都合)退職のルール

- ①社内ルール(就業規則などに定め)がある場合は、その方法で申し出ることが望ましい。(例:1ヵ月前までに退職届を提出)
- ②社内ルールがない場合や、なかなか退職させてもらえない場合は、
 - 雇用期間の定めがない労働契約の場合は、 2週間以上前までに申し入れることで退職 できます。(民法627条)
 - 雇用期間の定めがある労働契約の場合は、 期間満了まで退職できないのが原則です が、やむを得ない理由(病気で就労困難な ど)があれば退職できます。(民法628条)

納得のいかない解雇・解雇予告は 早めに相談してください!

(相談先はp.33~)

解雇には次のようなものがあります。

①整理解雇	企業経営の悪化により、人員整理 のために行う解雇
②懲戒解雇	労働者が職務規律に違反した場合 や、労働者に著しい非行があった 場合に懲戒処分の1つとして行わ れる解雇
③普通解雇	誰が見ても労働契約の持続が難し くなった合理的な理由がある解雇

Point!

使用者は、次の①、②の期間や、③以下を 理由として解雇することはできません。

- ①業務上の病気やケガで労働者が、療養のため休業している期間とその後30日間
- ②女性労働者が産前休業、産後休業している 期間とその後30日間
- ③国籍·信条·社会的身分
- ④職場の法令違反を申告したこと
- ⑤労働組合の組合員であること、組合に加入 したこと、組合を結成したこと
- ⑥育児休業、介護休業、子の看護休暇を申し出 たこと、実際に取得したことを理由とする解雇
- ⑦女性であること、結婚・妊娠・出産したこと

解雇が認められる理由、手続きなどについては次のとおりです。

• 客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる場合。(労働契約法第16条)

解雇理由

解

雇

丰

続

 整理解雇の場合は、①人員削減の必要性、② 解雇回避努力、③人選基準の公正・合理性、 ④説明・協議などの手続き、の4要件で判断 される。

解雇予告をされた日から解雇日までの間、解雇 理由について証明書を請求できる(労働基準法 第22条)。

- 会社は、少なくとも30日前までに予告しなければならない。(労働基準法第20条)
- 解雇予告をしない場合は、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。

 解雇予告が30日前に満たない場合には、解雇 予告をしたうえで、30日に不足する日数分の 解雇予告手当を支払うことになる。

上記手続きを踏めば、解雇が自由に行えるわけではない。

Point!

使用者は次の場合に労働者を即時に解雇することができます。(労働基準法第19~21条)

- ①雇用されてから14日以内の試用期間中
- ②即時に解雇されてもやむを得ない事情がある場合
- ③天災事変や事業を継続することが出来なく なった場合(ただし解雇するには労働局の 認定が必要)

雇用保険(失業手当)

労働者が失業したときに必要な給付を行う ことにより、1日も早く再就職が可能となる ことを目的としています。(雇用保険法第1 条)

• 給付の要件は

- ①雇用保険の被保険者であること
- ②再就職の意思と能力があり、ハローワーク で求職の申込みをしていること
 - 手続きは

辞めた会社から受け取る「離職票」と「雇用保険被保険者証」をもってハローワークで求職の申込みを行う。

・受給期間は

退職理由と加入期間、年齢によって90~360日の給付日数になります。

Point!

- 会社から渡される「雇用保険被保険証」は 大切に保管しておきましょう!
- 自己都合退職などの場合は、支給が3ヶ月 遅れることがあるので、退職時には注意し ましょう!

給付対象は全ての 労働者になります!

業務上(通勤途中を含む)において、病気やけが、死亡した時に、本人や家族に、治療や休業、障害、死亡に対する補償など必要な給付を行う制度です。(労災保険法第1条)

・手続きの方法

災害にあった労働者自身またはその遺族が、 請求書(会社に記入してもらう部分があり、 会社と相談する必要がある)を労働基準監督

署に提出します。

会社が手続きをして くれない場合は労働基 準監督署に相談しま しょう (P34参照)。



Q&A3

Q3. 仕事中にケガをしました。数日後、上司から「君の不注意でケガをしたのだから治療費は自己負担だよ。それに君、バイトだし」と言われました。どうしよう……

A.は次ページョ

健康管理

会社には、労働者が仕事をする際に、ケガをしたり、病気になったりしないよう、職場の安全衛牛面に配慮する義務が課せられます。

また、会社は労働者に対して、医師による 健康診断を実施しなければなりません。(労 働安全衛生法第66条)

①雇い入れ時の 健康診断	常時使用する労働者を雇ったとき
②定期健康診断	1年以内ごとに1回
③特定業務従事 者の健康診断	深夜業務や有害業務に常時従事 させる場合、6ヶ月以内ごとに 1回
④海外派遣労働 者の健康診断	6ヶ月以上の海外勤務の前後

「メンタルヘルス」 について

メンタルヘルスとは「精神、心の健康を保 つこと」です。自分一人で悩まず、できるだ け早く専門の医療機関を受診しましょう。

Q&A3

A3. 仕事が原因のケガなので労災保険が適用されます。また、労災保険は全ての労働者が対象ですので、アルバイト労働者ももちろん含まれます。

ハラスメント防止は使用者の義務です!

(男女雇用機会均等法第11条、第11条の2、 労働契約法第5条)

セクハラ(セクシャルハラスメント)

相手の意に反した性的な言動によって、その労働者が、労働条件の面などで不利益な扱いを受けたり、職場環境を害されることをいいます。

パワハラ(パワーハラスメント)

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させることをいいます。

マタハラ (マタニティハラスメント)

働く女性が<mark>妊娠や出産を理由とした</mark>解雇や 退職を強要されるなど不利益な扱いを受けた り、精神的・肉体的な嫌がらせを受けること をいいます。

《事例》

例 セクハラ

事務所内で事業主が労働者に対して性的 な関係を要求したが、拒否されたためその 労働者を解雇した。

例 マタハラ

先輩や上司が「就職したばかりのくせに 妊娠して、産休・育休をとるなんて図々し い」と何度も言い、就業意欲を低下させた。



Point!

もしもハラスメントの被害にあったら、

- はっきりと意思を伝える
- ハラスメントの内容を詳細に記録に残す (いつ、どこで、誰に、何をされたか等)
- ひとりで悩まずに、社内の相談窓口や労働 組合、労働局等に相談する

ブラック企業

ブラック企業とは、従業員に対して心身の 過重負担や極端な長時間勤務などの<mark>違法行為</mark> を繰り返し、劣悪な環境での労働を強いて、 違法な状態を改善しない企業です。

特徴

- 高い離職率 (大量採用・大量離職)
- 長時間労働 (サービス残業)
- ハラスメントの横行
- 過大なノルマ

低賃金 など

ブラックバイトに気をつけよう!

ブラックバイトの事例

- 勤務シフトを勝手に決められて、授業や試験に出られず、単位を落とした。
- 休みも取れず、長時間労働を強いられ、体調を崩し、学業に支障が出ている。
- 正社員のような厳しいノルマを課せられ、 ノルマに達しない場合は罰金をとられたり、 暴言を吐かれた。

Point!

アルバイトでも年次有給休暇 (P15) や割 増賃金 (P18)、最低賃金 (P19) などがも ちろん適用されます。おかしいと思ったらすぐに専門家に相談しよう (P33~参照)。

トラブルの対処

ひとりで悩まず、早めに相談!

トラブルに直面した時には、以下の3つがポイントとなってきます。

1. 自分を責めない

「我慢できない自分が悪い」「仕事が出来ない自分が悪い」と自分ばかりを責めないで、まずは冷静になりましょう。会社が違法行為を行っている場合、悪いのは会社です。

2. 証拠となる書類やメモを残しておく

労働条件通知書、就業規則、給与明細書などの書類は大切に保管しておきましょう。

サービス残業やパワハラなどの問題がある場合には、手帳などに日々の労働時間や仕事 内容を詳細にメモ(記録)しておきましょう。

3. 専門家を頼る

少しでも「おかしいな」「これって違法 じゃないのかな」と感じたら、<mark>ひとりで悩ま</mark> ず、早期に専門の相談窓口(次ページ参照) に相談することが大切です。

その際に、上記「2.」の書類やメモ(記録)を持参して相談しましょう。

(1)労働問題全般

どの窓□に相談すべきか迷ったとき、まずは次の相談窓□にご相談ください。

①山形県

県では、下表の公所で「労働相談窓口」を設置し、電話、面 談又は電子メールで相談に応じ関係機関を案内したり、助 言しています。受付時間は平日8時30分~17時15分です。

名 称	所在地/電話番号/電子メールアドレス
村 山 総 合 支 庁 地域産業経済課	山形市鉄砲町2-19-68 本庁舎 3 階 023-621-8438 ymurayamasangyo@pref.yamagata.jp
最上総合支庁 地域産業経済課	新庄市金沢字大道上2034 本庁舎 3階 0233-29-1310 ymogamisangyo@pref.yamagata.jp
置賜総合支庁地域産業経済課	米沢市金池7-1-50 本庁舎3階 0238-26-6045 yokitamasangyo@pref.yamagata.jp
庄内総合支庁地域産業経済課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 本庁舎2階 0235-66-5491 yshonaisangyo@pref.yamagata.jp
県庁雇用対策課	山形市松波2-8-1 県庁8階 023-630-2378 ykoyo@pref.yamagata.jp

なお、週1回13時~16時30分に、各総合支庁において 社会保険労務士(労使問題の専門家)が相談に応じており ます。相談日は上記総合支庁にご確認下さい。

労使間のトラブル、労働組合に関する労働争議のあっせん・調停・仲裁、不当労働行為の審査、個別労働関係紛争に係るあっせんなどについて、お気軽にご相談ください。 受付時間は平日8時30分~17時15分です。

名 称	所在地/電話番号
山形県労働委員会	山形市松波2-8-1 県庁14階 023-630-2793

②山形労働局 (総合労働相談コーナー)

下表の山形労働局及び県内5ヶ所の労働基準監督署内に 「総合労働相談コーナー」が設置されています。 受付時間は平月8時30分~17時15分です。

2,111,10,10,10,10,10,10,10,10,10,10,10,10	
名 称	所在地/電話番号
山 形 労 働 局 雇用環境・均等室	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階 023-624-8226
山形労働基準監督署	山形市緑町1-5-48/023-624-6211
米沢労働基準監督署	米沢市金池3-1-39/0238-23-7120
庄内労働基準監督署	鶴岡市大塚町17-27/0235-22-0714
新庄労働基準監督署	新庄市東谷地田町6-4/0233-22-0227
村山労働基準監督署	村山市楯岡楯2-28/0237-55-2815

③一般社団法人山形県労働者福祉協議会

ア) 生活あんしんネットやまがた

労働相談をはじめ法律相談、多重債務相談、就労相談など、生活に関することならなんでも相談 **回答と記**回

できる「生活なんでも相談」を行っています。職場や家庭での悩みや困り事をお 気軽にご相談ください。



イ) 山形県求職者総合支援センター

主に仕事を探している方(求職者)を対象に、住まいや 生活、就労に関する相談に応じています。もしも仕事を失い、暮らしや仕事の事で困った時には、お気軽にご相談く ださい。

名 称	所在地/電話番号・受付時間(祝日等を除く)
生活 あんしん ネットやまがた	山形市木の実町12-37 大手門パルズ4階 フリーダイヤル 0120-39-6029 月〜金曜日 10時〜16時
山 形 県 求 職 者総合支援センター	山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階 ハローワークプラザやまがた内 フリーダイヤル 0800-800-7867 月〜金曜日 9時30分~18時 土曜日 10時~17時

④連合山形「なんでも労働相談ダイヤル」

解雇、賃金カット、未払い賃金、休暇など、労働に関する相談に応じます。受付時間は、平日9時~17時です。

名 称	所在地/電話番号
連 合 山 形	山形市木の実町12-37 大手門パルズ内 0120-154-052
酒田飽海地協	酒田市緑町19-10 労働センター内 0234-24-5505
鶴岡田川地協	鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内 0235-25-8605
新庄最上地協	新庄市大手町2-60 大手会館内 0233-23-1515
北西村山地協	村山市楯岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F 0237-53-2005
山 形 地 協	山形市木の実町12-37 大手門パルズ内 023-622-0551
置賜地協	米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館 2 F 0238-23-0551

(2)雇用保険 (失業手当等)、職業紹介

育児休業給付、介護休業給付、雇用保険、職業紹介などに 関する相談は、以下の公共職業安定所(ハローワーク〇〇) となります。受付時間は平日8時30分~17時15分となります。

名 称	所在地/電話	番号
山形公共職業安定所	山形市桧町2-6-13	023-684-1521
米沢公共職業安定所	米沢市金池3-1-39	0238-22-8155
鶴岡公共職業安定所	鶴岡市道形町1-13	0235-25-2501
酒田公共職業安定所	酒田市上安町1-6-6	0234-27-3111
新庄公共職業安定所	新庄市東谷地田町6-4	0233-22-8609
長井公共職業安定所	長井市幸町15-5	0238-84-8609
村山公共職業安定所	村山市楯岡五日町14-30	0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	寒河江市大字西根字石川。	西340 0237-86-4221

(3)若者の就職・自立支援

①トータル・ジョブサポート

若年者、生活困窮者、震災避難者を支援するため、県と 労働局が設置したワンストップ相談窓口です。

7141-17 100-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-01-	
名 称	所在地/電話番号/受付時間(祝日等を除く)
トータル・ジョブ サポート山形	山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階 023-608-2037 月〜金曜日 9時30分〜18時・土曜日 10時〜17時
トータル・ジョブ サポート酒田	酒田市中町 1-4-10 酒田市中町庁舎 2階 ジョブプラザさかた内 0234-21-0810/月〜金曜日 10時〜18時
トータル・ジョブ サポート新庄	新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎 2 階 080-1809-0302/火曜·金曜 13時~16時
トータル・ジョブ サポート米沢	米沢市金池 3 - 1 - 39 米沢合同庁舎 4階 090-8922-2449/火曜·金曜 13時~16時

②川形県若者就職支援センター

若者の就職について、相談員、キャリアカウンセラー、 産業カウンセラーなどが相談に応じています。

相談窓口	所在地/電話番号・受付時間(祝日等を除く)
山形プラザ	山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1階 フリーダイヤル 0120-695-018 月〜金曜日 9時30分〜18時・土曜日 10時〜17時
庄内プラザ	酒田市中町1-4-10 酒田市中町庁舎2階 ジョブブラザさかた内 フリーダイヤル 0120-219-766 月〜金曜日 10時〜18時

③地域若者サポートステーション

働くことについて様々な悩みを抱えている若者の職業的 自立を図るため、キャリアコンサルタントなどによる専門 的な相談や自立に向けた様々なプログラムの実施などの総 合的な支援を行っている地域の窓口です。

D II-	T+11 /=T=0 / \(\times \text{HDH} / \text{HDH} / \text{HDH} / \text{HDH} / \text{HDH}
名 称	所在地/電話番号/受付日時(祝日等を除く)
上内地域岩省サホー	酒田市中町 1-4-10 酒田市中町庁舎 2階 ジョブプラザさかた内 0234-23-1777/月〜金曜日 10時〜18時
やまがた若者サポー ト ス テ ー ショ ン	山形市小荷駄町2-7 023-679-3266/日~金曜日 10時~17時
置賜若者サポー トステーション	米沢市赤芝町字川添1884 0238-33-9137/月~土曜日 9時~17時

公益財団法人 山形県勤労者育成教育基金協会

設立年月日 1993年(平成5年)11月1日 出捐団体

山形県

- 山形県内35市町村 ・連合山形
- 川形県労働者福祉協議会 東北労働金庫川形県本部
- こくみん共済coop(全労済)山形推進本部
- 山形県生活協同組合連合会山形県勤労者福祉センター

日 的

山形県内の地域社会に有為な人材の育成と、若者の県内就業を促進し本県の産業経済の発展に寄与するとともに、教育資金を利用した勤労者等の経済的負担軽減を目的としています。

事 業

- 1. 利子補給事業
- 2. 若者の県内就職の促進および就業した際の労働知識向上の支援 に関する事業
- 3. この法人の目的を達成するために必要な事業

利子補給制度

ろうきんで取扱う教育資金「ふるさと奨学ローン」を利用し、卒業後、山形県内に就職または就業した場合、それ以降の利子に対して、対象となる子供一人あたり、元金300万円を限度に、年2.0%分を当協会より補給する制度です。(最大6万円)

*融資金利が2.0%より下回った場合は、融資金利が利子補給利率になります。

一般社団法人 山形県労働者福祉協議会

設立年月日構成団体

1976年(昭和51年) 3月29日

- 連合山形 東北労働金庫山形県本部
- こくみん共済coop〈全労済〉山形推進本部
- ・山形県生活協同組合連合会・山形県勤労者福祉センター
- 山形県勤労者育成教育基金協会 山形県経済社会研究所 B 的

相互扶助の精神に基づき県内の労働者及びその家族がゆとりと豊かさを実感できる社会を築くための諸事業を行い、福祉の充実並びに社会的地位及び経済的地位の向上に寄与することを目的としてい

ます。 事 業

- 労働者等の福祉、生活の相談及び支援に関する事業
- 労働者等の福祉向上を目的とする事業
- ・労働者等の教育、文化の向上並びに交流に関する事業 など

発刊日:2019年10月

発刊者: 公益財団法人 山形県勤労者育成教育基金協会

〒990-0044 山形市木の実町12-37大手門パルズ4F

TEL 023-635-0101 FAX 023-635-0102

2019年度版 労働ハンドブック

山形県勤労者育成教育基金協会のホームページ からこのハンドブックをダウンロードできます。

http://ywea.or.jp

携帯電話・スマホはこちらから

